

イノシシの被害に

お困りの皆さんへ

農林振興課振興係 ☎(0824)731132

捕獲を希望する方は市へ連絡を

イノシシによる農作物などへの被害は、水稲や野菜を中心として、恒常的に発生しています。

市は、このようなイノシシ被害の対策として、主に庄原市有害鳥獣捕獲班による捕獲を行っています。庄原市有害鳥獣捕獲班は各地域の猟友会の中から地域ご



電気牧柵を設置した田んぼ

とに組織され、市の依頼を受けて、くくりわなや銃器などにより有害鳥獣を捕獲します。被害を受けている方からの依頼がありしだい、市から各地域の捕獲班へ捕獲を依頼しますので、捕獲を希望する方は、まず農林振興課振興係または各支所地域振興課へご連絡ください。

自衛捕獲には狩猟免許が必要です

くくりわな・箱わな・捕獲柵などの猟具で、イノシシを捕獲するには「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により、わな猟免許（今年から網・わな猟免許が網猟とわな猟免許の2種類に区分されました）の取得が必要です。わな猟免許を取得している人で自らの農作物などを守るため、自己所有地へくくりわなな

どの猟具を設置し、イノシシの捕獲を実施したい方は、市へイノシシの捕獲許可申請を行ってください。申請方法については農林振興課または各支所地域振興課へお問い合わせください。

わなの設置には十分に注意を

くくりわな・箱わな・捕獲柵などの猟具で、イノシシを捕獲する際には、事故に十分に注意してください。以前、他の市町村で、イノシシ捕獲実施中に小学生が箱わなに閉じ込められるという事故も発生しています。許可を受けてわなを設置する際には、わな設置場所や設置標示など安全確認および対策を十分に行ってください。



有害鳥獣（イノシシ）防除事業について

●補助対象者

イノシシ被害の防止のため、平成19年度に有害鳥獣防除事業を実施しようとする方を対象とします。平成19年4月以降の購入・設置が補助の対象となります。

●申請方法

補助金を希望する方は9月28日までに、申請書へ資料購入領収書、設置状況の写真を添付し、農林振興課または各支所地域振興課の窓口で申請してください。

●補助金交付

申請書に基づき、書類審査および抽出により現地検査をした後、指定の口座へ補助金を振り込みます。

●補助金額

補助対象資材	補助率
電気牧柵 トタン・ネット フェンス	資材購入費の1/2で 1世帯当たり限度額 60,000円
捕獲柵	購入に要する経費の1/2以内で1基当たり80,000円を限度とする。（同一年度で地域の場合3基まで、個人の場合1基まで）

●注意点

電気牧柵・トタン柵・ネット・フェンスなど防除柵の設置は、細心の注意を払いガードレールなどの公共物に影響を与えたり、他人に迷惑をかけたたりしないよう注意してください。また、地域で話し合って地域ぐるみで設置するなど、より効果的な方法で設置しましょう。